



平成 28 年 12 月 26 日

小規模企業共済の共済金請求時に添付する戸籍謄本等の原本の速やかな返却の推進（概要）－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん－

近畿管区行政評価局（局長：茂垣栄一）が受け付けて、同局の行政苦情救済推進会議（座長：児玉憲夫 元大阪弁護士会会長）に諮り意見を求めた行政相談について、その意見を踏まえ、平成 28 年 12 月 26 日、総務省行政評価局から独立行政法人中小企業基盤整備機構にあっせんを行いました。

（行政相談の要旨）

個人事業主として独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が運営する小規模企業共済に加入していた母親が死亡したため、死亡した母親の戸籍謄本等を添えて、小規模企業共済の共済金の請求手続を行った。

その際、戸籍謄本等を相続の他の手続にも使用しなかったため、中小機構に対し、その速やかな返却を求めたが、審査が終了するまで（通常 3 週間）は返却できないと言われた。

銀行で預金の相続手続を行った際には、手続の受付後すぐに戸籍謄本等を返却してくれたのに、審査終了まで戸籍謄本等を返却できないとする中小機構の取扱いに納得できない。

（あっせんの要旨）

中小機構は、戸籍謄本等の原本返却の要望があった場合の取扱いについて、共済契約者等へのサービス向上の観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 共済金請求者から戸籍謄本等の原本返却の要望があれば、審査完了前であっても、速やかに原本返却するよう、費用負担の公平性に留意し、取扱いを見直すこと。
- ② 見直した原本返却の取扱いについて、ホームページに掲載するなど共済金契約者等が容易に分かるよう適切に周知を図ること。

（注）「戸籍謄本等」とは、戸籍謄本、除籍謄本及び改製原戸籍の謄本をいう。

○ 小規模企業共済の仕組み

小規模企業共済は、小規模企業の個人事業主が事業を廃止した場合や会社等の役員が役員を退職した場合に、それまで積み立てた掛金に応じた共済金を受け取れる制度

○ 共済契約者が死亡した場合の共済金の請求手続

小規模企業共済の契約者が死亡し、その遺族が共済金を請求する場合、請求者と共済契約者との身分関係を明らかにするため、共済契約者の戸籍謄本等の提出が必要

○ 戸籍謄本の原本返却の取扱い

中小機構は、共済金支払の審査には戸籍謄本等の原本が必要であるとして、戸籍謄本等の原本返却の要望があった場合、原則、審査完了後（通常 3 週間後）に原本を返却。ただし、至急の返却について強い要望がある場合は、審査完了前でも原本を返却

中小機構は、原本返却に係る照会があれば、審査完了後に返却する旨を教示しているが、ホームページへの掲載など自発的な案内は未実施

（あっせんの効果）

このあっせんに基づく改善措置が講じられた場合、国民は、求めに応じて速やかに小規模企業共済の共済金請求書に添付した戸籍謄本等の原本が返却され、他の相続手続に当該戸籍謄本等の使用が可能となり、費用等の負担の軽減が図られる。

本件に係る制度の概要

1 小規模企業共済制度

小規模企業共済は、中小機構が小規模企業共済法（昭和 40 年法律第 102 号）に基づき運営するもので、小規模企業の個人事業主が事業を廃止した場合や会社等の役員が役員を退職した場合など、第一線を退いたときに、それまで積み立てた掛金に応じた共済金を受け取る制度である。

共済契約者が死亡した場合には、その遺族に共済金が支払われる。

[参 考]

中小機構は、平成 16 年 7 月、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成 14 年法律第 147 号）に基づき設立。中小企業者等の事業活動の活性化のための必要な助言、研修、資金の貸付け、債務の保証、共済制度の運営等の支援を実施

【本部】東京都 【地域本部・事務所】全国 10 か所（近畿本部ほか）

2 共済契約者が死亡した場合の共済金請求手続

中小機構は、「小規模企業共済契約に係る共済金等の請求手続き要領」において、共済契約者が死亡した場合の遺族による共済金請求手続を以下のとおり定めている。

① 共済金受給権者（共済金請求者）

共済金は、共済金の受給権順位が最上位の者 1 人が請求（受給）する。

共済金の受給権者（共済金請求者）の受給権順位は、共済契約者の配偶者が第 1 順位となり、共済契約者の子や父母などは第 2 順位以下となる。

② 共済金請求時の添付書類

共済金請求者が、第 1 順位である配偶者の場合は「共済契約者の戸籍謄本（死亡の記載がされたもの）」を、子、父母、孫、祖父母など第 2 順位以下の場合は「共済契約者が成人してから死亡までの状況が把握できる戸籍（除籍）謄本」を共済金請求書に添付する。

③ 共済金請求書類等の提出先

共済金請求者は、共済金請求書等を中小機構本部（東京都港区）に郵送する。

本件に係る近畿管区行政評価局の調査結果

1 共済金請求者が戸籍謄本等を入手するに当たっての負担

受給権順位が第 2 順位以下の共済金請求者（子、父母等）は、「共済契約者が成人してから死亡までの状況が把握できる戸籍（除籍）謄本」として、複数の戸籍謄本等の入手が必要となるケースが多く、費用等の負担が生じている。

【複数の戸籍謄本等の入手が必要】

結婚や転籍により新たな戸籍が編製される。また、昭和32年の様式改正や平成6年以降の戸籍のコンピュータ化により、戸籍の改製が行われており、改製前の戸籍は、改製原戸籍と呼ばれる。

共済契約者が成人してから死亡までの間に、上記のような新戸籍の編製又は戸籍の改製が行われた場合には、現在の戸籍の謄本に加え、婚姻前の戸籍や転籍前の戸籍(除籍)、改製原戸籍についても、謄本を入手する必要がある。

【戸籍謄本等の入手に費用負担が発生】

戸籍謄本等の請求は、それぞれの時点で本籍地となっていた市区町村に行くことが必要であり、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）により、戸籍謄本等の交付手数料の標準額は戸籍謄本450円、除籍謄本750円、改製原戸籍の謄本750円（各市区町村が条例で交付手数料を規定）とされている。

そのほか、市区町村役場への交通費又は戸籍謄本等の郵送交付のための郵便料金が必要となる。

2 小規模企業共済制度の加入状況等

平成27年度末現在、小規模企業共済の在籍件数は165万6,832件で、同年度の共済金（準共済金（65歳未満の自己都合退任等）及び解約手当金を除く。）の支払件数は6万3,827件となっている。

また、27年度における共済契約者の死亡による共済金支払件数は約6,200件で、このうち、戸籍謄本等の原本返却の要望があり原本を返却した件数は約600件となっている（表1参照）。

表1 小規模企業共済制度の加入件数等の推移 (単位：件)

事項 年度	在籍件数	共済金 支払件数 a	aのうち、死亡による 共済金支払件数 b	bのうち、戸籍謄本等 の原本返却の要望が あり返却した件数
平成25年度	1,575,716	71,190	約6,100	—
26年度	1,606,632	68,296	約6,300	—
27年度	1,656,832	63,827	約6,200	約600

(注) 1 当局が中小機構本部に確認した結果による。

2 「在籍件数」は、当該年度末時点において小規模企業共済に在籍している件数

3 中小機構本部における共済金の支払事務等

(1) 共済金の支払に係る審査

中小機構本部は、共済金の支払に当たり、共済金の請求事由の該当性、請求者における受給権の有無等について、戸籍謄本等による審査を行っており、請求受付日から約3週間で共済金を口座振込している。

(2) 戸籍謄本等の原本返却の取扱状況

ア 原本返却の取扱い

戸籍謄本等の原本返却の取扱いについての規定は、中小機構本部の内部規定を含め一切ない。

中小機構本部では、審査において真実性を担保するには、戸籍謄本等の原本が必要であるとの理由から、共済金請求者から戸籍謄本等の原本返却の要望があった場合、原則、審査完了後に原本を返却する取扱いとしている。

ただし、中小機構本部は、戸籍謄本等の原本を至急に返却するよう強く要望する者については、審査完了前でも、できるだけ速やかな原本返却に応じ、コピーで審査を行っている。

イ 原本返却の周知状況

中小機構は、上記アのような戸籍謄本等の原本返却の取扱いについて、共済契約者等から中小機構の共済相談室（コールセンター）等に対し、共済金の請求方法等について照会があった際に、原本返却に係る質問があれば、審査完了後に返却することを教示している。

しかし、ホームページや共済金制度のしおりへの掲載及び共済相談室（コールセンター）等での自発的な案内は行っていない。

ウ 原本返却に要する費用負担

原本返却の要望者に戸籍謄本等の原本を返却する際に必要となる費用（コピー代、郵送代）は、現在、中小機構本部が負担しており、同本部は、返却1件当たりの費用は、500円から600円程度であるとしている。

4 他の相続関係手続における戸籍謄本等の原本返却状況

戸籍謄本等を必要とする相続関係の申請手続について、公的機関及び民間企業の状況を抽出調査したところ、表2のとおり、年金事務所等のように、手続者から要望がある場合、戸籍謄本等の提出時に速やかに原本を返却しているものがみられた。

提出時に速やかに戸籍謄本等の原本を返却している機関・企業では、当該職員が原本をコピーした上で、コピーが原本と相違ないことの証明（署名、押印、決裁等）を行うなどの措置を講じており、原本がなくても審査に支障は生じていないとしている。

また、手続完了後に原本を返却している機関等を含め、原本返却を行っているほとんどの機関等が、原本返却を行うことについて周知を行っている。

なお、原本返却に要する費用については、小規模企業共済と同様に全てを当該機関が負担している手続がある一方、郵送代のみ本人負担を求めているもの、郵送代だけでなくコピー代も本人負担を求めているものもあり、費用負担は手続により区々となっている。

表2 抽出調査した他の相続関係手続における戸籍謄本等の原本返却状況

	手続	機関等	本人負担 〔コピー代 郵送代〕	周知	備考
要望があれば 提出時に返却	未支給年金、遺族年金の請求	A年金事務所	郵送代のみ	○	
	死亡保険金の請求	B生命保険	無	○	請求や原本返却は窓口対応のみ
	預貯金の相続	C銀行	無	○	
	固定資産税の相続人代表者指定	D市	郵送代のみ	×	
要望があれば 手続完了後に返却	不動産の所有権移転登記	E法務局	コピー代 郵送代	○	不動産登記法で原本提出が義務付けられ、原本及びそのコピー又は相続関係説明図を提出した場合は返却可能
	有価証券の相続	F証券会社	無	○	

- (注) 1 本表は、当局の電話等による確認結果に基づき作成した。
2 「周知」欄の「○」は、戸籍謄本等の原本返却が可能であることを周知（ホームページ等）しているもの、「×」は周知していないものである。
3 相続関係説明図とは、死亡者（被相続人）と相続人の関係を図式化した家系図的なものである。

本件に係る中小機構本部の意見

- 今後は契約者サービスの観点から、戸籍謄本等の原本返却申請がある者に対し、請求書類を機構本部が受け付けた時点で戸籍謄本等のコピーを作成し、原本返却を行う事務体制及び審査事務フローに見直すことを検討したい。
- ただし、これらの取扱いに係る周知により、戸籍謄本等の原本返却の申請が増加することが想定されるため、コスト負担及び契約者間の公平性の観点から、返却に係る郵送費用は、他機関の例も参考にして申出者の負担とすることを検討したい。
- また、見直した取扱いについては、共済契約者に適切に伝達されるよう、当機構の共済相談室の応答マニュアルを整備するとともに、原本返却の手続に関しホームページ等により周知することを検討したい。

本件に係る近畿管区行政評価局行政苦情救済推進会議の意見

- 小規模企業共済の契約者の死亡により遺族から共済金の請求があった際に、戸籍謄本等の原本を返却してほしいとする要望があれば、中小機構は、速やかに原本を返却する取扱いとすることが適切であると考えられ、返却に要する費用については、要望者の負担とすることでよいのではないかと。
- 中小機構は、上記の戸籍謄本等の原本返却の取扱いについて、適切に周知することが必要である。

【 近畿管区行政評価局 行政苦情救済推進会議 】

行政苦情事案の処理等に当たって、学識経験者の意見を反映させることにより、その公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民的立場に立った行政苦情救済活動を効果的に推進することを目的としたもの（昭和57年7月発足）

《 構 成 員 》

(座長) 児玉 憲夫	弁護士、元大阪弁護士会会長
黒川 芳朝	社会福祉法人 大阪水上隣保館理事長
砂田 八壽子	NPO 法人 関西消費者連合会消費者相談室長
田毎 照隆	近畿行政相談委員連合協議会会長
平松 毅	元関西学院大学法学部教授
藤原 幸則	公益社団法人 関西経済連合会理事